

地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程

平成31年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 給与
 - 第1節 給料等（第6条－第15条）
 - 第2節 諸手当（第16条－第38条）
- 第3章 給与の特例等（第39条－第47条）
- 第4章 雑則（第48条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

（適用範囲）

第3条 この規程は、職員就業規則第2条に規定する職員に適用する。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給与を支給する際、給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者に対する給与の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。

（給与の区分）

第5条 職員の給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

- 2 手当の種類は、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、医師等派遣手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当及び業績手当とする。

第2章 給与

第1節 給料等

(給料表及び職務の級)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医療職給料表（別表第1）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に掲げる級別標準職務表に定めるところとする。

3 職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表に定めるところにより、理事長が定める基準に従い決定する。

(号給の決定)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給の基準に従い決定する。ただし、これにより難い場合は、理事長が別に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、第10条に規定する昇給の時期に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（医療職給料表（2）、医療職給料表（3）及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）の第3項の規定による昇給は、第3項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

6 医療職給料表（1）の適用を受ける職員で、57歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合その他の特別な事情がある場合においては、前4項の規定にかかわらず、理事長が定めるところにより、昇給させることができる。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員を第3項又は第7項の規定により昇給させようとする場合の勤務成績の判定は、理事長が定める基準により行わなければならない。

10 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至つ

た場合において、部内の他の職員との権衡上理事長が必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、理事長が定める基準により、その者の号給を調整することができる。

- 11 部内の他の職員との権衡上理事長が特に必要と認めるときは、第3項又は第7項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。
- 12 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 13 第4項から第9項まで及び前2項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 14 職員就業規則第21条第1項の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再雇用短時間勤務職員の給料月額）

- 第8条 再雇用職員のうち、職員就業規則第37条第4項の規定により再雇用短時間勤務をしている職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第14項の規定にかかわらず、同項の規定による号給に応じた額に、職員就業規則第37条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（育児短時間勤務職員の給料月額）

- 第9条 職員就業規則第52条第2項の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第7条第1項又は第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定による号給に応じた額に、職員就業規則第37条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- 2 育児短時間勤務職員が、第7条第3項から第7項まで、第10項、第11項又は第13項の規定の適用を受ける場合の給料月額は、同条第3項から第6項まで、第9項、第10項又は第12項の規定による号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
 - 3 再雇用職員のうち、育児短時間勤務職員となる者の給料月額は、第7条第14項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
 - 4 前3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（昇給の時期）

- 第10条 第7条第3項から第9項の規定による昇給の時期は、毎年4月1日とする。

（給料の計算期間）

- 第11条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

（給料の支給日）

- 第12条 給料の支給日は、その計算期間の20日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日のいず

れでもない日を支給日とする。

- 2 理事長は、特別の事情により必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一計算期間の給料の全部又は一部を同項に規定する支給日と異なる日に支給することができる。

（非常時払い）

第13条 職員が、法第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第9条に規定する非常の場合の費用に充てるために給料及び諸手当を請求した場合においては、計算期間中給料及び諸手当の支給日前であっても、請求の日までの給料及び諸手当を日割計算によりその際支給するものとする。

（給料の日割計算）

第14条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したとき又は解雇されたときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の暦日数から週休日（職員就業規則第38条第1項から第3項に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第15条 給料の調整額は、次の各号に該当する職員に支給する。

- (1) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員
 - (2) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員
- 2 給料の調整額の月額は、給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。
 - 3 第20条、第28条、第33条及び第36条において、給料にこれに対する給料の調整額を加えた額を「給料の月額」という。

第2節 諸手当

（管理職手当）

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、支給する。

- 2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額は、別表第5のとおりとする。
- 3 管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（師長等手当及び副師長等手当）

第17条 師長等手当は、次の各号に該当する職員に支給する。

- (1) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
 - (2) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 2 師長等手当の月額は、5,000円とする。

- 3 副師長等手当は、次の各号に該当する職員に支給する。
 - (1) 医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの
 - (2) 医療職給料表（３）の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの
 - (3) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの
- 4 副師長等手当の月額は、3,000円とする。

（医師手当）

第18条 医師手当は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 医師手当は、基本額と診療業務加算との合計額とする。
- 3 医師手当の基本額の月額は、第1項に規定する職に採用された日（以下「採用の日」という。）以後の別表第6の左欄に掲げる期間の区分に対応した同表の右欄に掲げる額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した日から採用の日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間医師手当が支給されていたものとする。
- 4 前項に規定する職員のうち特別の事情があると理事長が認めるものに対する別表第6の適用については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 5 第1項に規定する職員となった者のうち、採用の日前に医師手当又は初任給調整手当（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第24号）第11条の2に規定する初任給調整手当をいう。以下この項において同じ。）を支給されていたことのある者に対する別表第6の適用については、当該医師手当又は当該初任給調整手当を支給されていた期間医師手当が支給されていたものとする。
- 6 医師手当の診療業務加算は、医師に対する社会的要請等を考慮して支給するものとし、支給基準その他必要な事項は、理事長が別に定める。

（医師等派遣手当）

- 第18条の2 医師等派遣手当は、医師又は歯科医師である職員が当該病院の医師等の確保又は診療機能の確保を図るため、在勤する病院から、法人内の他の病院に派遣され、診療等の業務に従事したときに支給する。
- 2 前項の派遣は、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意がある場合に限るものとする。
 - 3 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、20,000円とする。
 - 4 前各項に規定するもののほか、医師等派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び第5項から第7項までにおいて「扶養親族たる父母

- 等」という。)に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である者(以下「医(1)4級職員」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として理事長が別に定めるもの(以下「一般6級職員等」という。)にあつては、4,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該扶養親族たる子1人につき3,000円(満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項及び第7項において「特定期間」という。)にある扶養親族たる子にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子1人につき8,000円)を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(医(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級職員から医(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(医(1)4級職員に扶養親族たる父母等の要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医(1)4級職員に扶養親族たる父母等の要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(医(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、医(1)4級職員から医(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(医(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医(1)4級職員以外の職員から医(1)4級職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(医(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開

始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医(1)4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある医(1)4級職員が医(1)4級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般6級職員等が一般6級職員等及び医(1)4級職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)4級職員以外の者が医(1)4級職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般6級職員等及び医(1)4級職員以外の者が一般6級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第20条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 100分の16
 - (2) 北九州市域以外の公署等に勤務する職員 福岡市 100分の8
- 4 前2項、第28条、第33条及び第36条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（住居手当）

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から貸与された宿舎に居住している職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するための住宅（法人から貸与された宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるものの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は住居手当の受給開始後にその者の居住する住宅、家賃の額等の変更があった場合は、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当

額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間)に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。ただし、支給日までに第6項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が乗じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲の1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当については1箇月)をいう。

- 6 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は通勤手当の受給開始後に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったときは、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

- 7 運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- 8 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第6項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 11 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他の通勤手当の支給及び返納について必要事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第23条 勤務場所を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
 - 3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他理事長が定める者から引き続き法人の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると

認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊な勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び手当の額は、別表第7のとおりとする。
- 3 日額で定める特殊勤務手当（理事長が定める手当を除く。）の支給における業務に従事した時間が1日について理事長が別に定める時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、前項に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第25条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務 100分の125
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）における勤務 100分の150
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第39条の規定により、あらかじめ職員就業規則第37条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び第4項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が当該職員の所属における職員就業規則第39条に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務するこ

とを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この項において「第2項勤務」という。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 前4項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれその給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第26条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に休日において正規の勤務時間中にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の135から100分の150までの範囲内で当該各号に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給しない。

(1) 年末年始における勤務 100分の150

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 前2項及び第30条において「休日」とは、職員就業規則第38条第4項に規定する休日（職員就業規則第43条の規定により当該休日に代わる日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる日）をいう。
- 4 第2項に規定する休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれその給与期間の全時間数により計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（夜間勤務手当）

第27条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第28条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、師長等手当又は副師長等手当の月額、医師手当（第18条第3項に規定する基本額に限る。以下、この条及び第41条において同じ。）の月額並びに特殊勤務手当のうち理事長が指定するものの月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、師長等手当又は副師長等手当の月額並びに医師手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。
- 3 第1項で規定する勤務1時間の額を算定する場合において、その額に、1円未満の端数を生じたときは、その端数を1円に切り上げる。
- 4 第2項で規定する給与の減額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(1週間の勤務時間)

- 第29条 前条に規定する勤務1時間あたりの給与額の算定の基礎となる1週間の勤務時間は、365日から年間の週休日の日数及び職員就業規則第38条第4項各号に規定する休日の日数を差し引いた日数に、1日の正規の勤務時間を乗じて得た数を52で除して得た時間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間は、職員就業規則第37条第4項及び第5項の規定によりそれぞれ定められたその者の時間に前項の1週間の勤務時間を乗じて得た数を38.75で除して得た時間とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第30条 第16条の規定する管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合、若しくはこれらの日以外の日の午後10時から翌日午前5時（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、勤務の時間等を考慮して理事長が定める場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

- 第31条 職員が、宿日直勤務、宿日直待機又は呼出（以下「宿日直勤務等」という。）を行った場合に対する手当額は、別表第8に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、宿日直勤務等に係る時間が5時間未満の場合は、同表に掲げる手当額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業績手当)

第32条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計額とする。
 - (1) 基礎的支給部分
 - (2) 業績反映部分
 - (3) 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第33条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条まで、第43条及び第44条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、理事長が

定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第42条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分の算定基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の基礎的支給部分の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じ、理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分の算定基礎額とする。

5 育児短時間勤務職員に対する前2項の適用については、第3項及び第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第61条第4号の規定による諭旨解雇及び同条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第22条第2項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された者を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、法人に対する信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（業績反映部分）

第36条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、理事長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 業績反映部分の額は、業績反映部分の算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額に、理事長が職員の勤務期間及び勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の業績反映部分の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の業績反映部分の算定基礎額とする。
- 5 第33条第5項及び前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

- 第37条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の法人の経常収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第43条及び第44条において「基準日」という。）に在職する職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、理事長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 年度末賞与の額は、理事長が定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。
 - 3 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による年度末賞与の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第37条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第38条 第32条から前条までに規定するもののほか、業績手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3章 給与の特例等

（給与の減額）

第39条 職員が勤務しないときは、次の各号に定める場合に該当して理事長が特に勤務しないことに承認を与え、又は勤務しないことを命じた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 職員就業規則第32条に定める職員の勤務に従事する義務を免除することができる場合
 - (2) 職員就業規則第53条の規定により、職員が生後2年に達しない子を育てる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (1) 職員就業規則第54条に規定する部分休業の適用を受けて勤務しないとき

(2) 職員就業規則第55条に規定する介護休業の適用を受けて勤務しないとき

3 前2項に規定する給与の減額の基礎となる時間数は、その給与期間の全時間数により計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(特定の職員についての適用除外)

第40条 第25条、第26条第2項及び第4項並びに第27条の規定は、第16条の規定する職にある職員には適用しない。ただし、理事長が特別に認めたときはこの限りでない。

2 第18条、第19条及び第23条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(手当等の支給方法)

第41条 給料の調整額、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、管理職手当、師長等手当、副師長等手当、医師手当、扶養手当、地域手当及び住居手当にあつては、一給与期間の給料が全額減ぜられたときは支給しない。

2 医師等派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、一の計算期間の分を次の計算期間の給料の支給日に支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合においては、給料の支給日と異なる日に支給することができる。

(休職者の給与)

第42条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年6月に達するまでは、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の80以内を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第13条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第13条第1項第3号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第13条第1項第4号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当の基礎的支給部分のそれぞれの100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

6 職員就業規則第13条第1項第1号から第4号までの規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において第33条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条第2項の規定により解

雇され、又は死亡したときは、業績手当の基礎的支給部分の支給日に、当該各項の例による額の業績手当の基礎的支給部分を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員についてはこの限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当の基礎的支給部分の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第42条第7項」と読み替えるものとする。

（育児休業中の給与）

第43条 職員就業規則第52条の規定により育児休業を取得している職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の基礎的支給部分を支給する。
- 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の業績反映部分を支給する。
- 4 第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、当該年度の4月1日から基準日までの期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る年度末賞与を支給する。
- 5 育児休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（介護休業中の給与）

第44条 職員就業規則第55条の規定により介護休業を取得している職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の基礎的支給部分を支給する。
- 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当の業績反映部分を支給する。
- 4 第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、当該年度の4月1日から基準日までの期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る年度末賞与を支給する。
- 5 介護休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その介護休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（自己啓発等休業中の給与）

第45条 職員就業規則第56条の規定により自己啓発等休業を取得している職員（この条において

「自己啓発等休業職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（配偶者同行休業中の給与）

第46条 職員就業規則第57条の規定により配偶者同行休業を取得している職員（この条において「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を理事長が定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（第10条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（専従休職者の給与）

第47条 職員就業規則第13条第1項第5号に規定する許可を受けた職員には、その許可が効力を有する期間は、いかなる給与も支給しない。

第4章 雑則

（その他）

第48条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

（承継職員の職務の級の切替）

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の法人設立の日（以下この項から第4項及び第6項において「基準日」という。）における職務の級の切替については、理事長が別に定める。

（承継職員の号給の決定等）

- 3 承継職員の基準日における号給の決定等については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 承継職員が北九州市職員として採用された日に、法人の職員として採用されたものとして得られる給料月額を基礎とし、かつ、同日以後、この規程の適用を受けたものとして昇格、昇給等の規定を適用した場合に基準日に受けることとなる号給に決定する。
 - (2) 承継職員に対し、基準日において、身分承継がないものとした場合に市で受けることとなる給料月額（以下「現給」という。）から、前号により決定しようとする給料月額に給料の調整額を加えて得た額を減じた額（以下「基準差額」という。）を基礎として、次の区分に応じて定める額（以下「経過措置額」という。）を給料として支給する。ただし、基準差額が2,000円に達し

ない場合（前号により決定しようとする給料月額に給料の調整額を加えて得た額が現給を上回る場合を含む）は、基準差額を2,000円とする。

ア 基準日を含む初年度

基準差額

イ 2年度目以降

前年度の経過措置額から、基準差額に2%を乗じた額を減じて得た額

ただし、給料月額に給料の調整額と経過措置額を加えて得た額が、現給を下回らないものとする。

- (3) 第1号による号給の決定に当たっては、基準日前1年間における北九州市職員としての在職期間にかかる当該職員の勤務成績を考慮するものとする。

（承継職員の諸手当の認定等）

- 4 基準日の前日に受けていた諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において、その認定額等を引き継ぐものとする。

（給与の支払方法に係る申出の特例）

- 5 承継職員のうち、基準日の前日までに、廃止前の北九州市病院局職員給与規程（昭和43年病院規程第5号）の規定により給与の口座振替の方法による支払について申出を行ったものの当該申出は、第4条第2項の規定による申出とみなす。

（平成31年6月1日を基準日とする業績手当の支給額の決定）

- 6 平成31年6月1日を基準日とする業績手当の支給額の決定については、法人設立の日前の北九州市における在職期間を加えて行うものとする。

（育児休業等の取扱い）

- 7 承継職員のうち、基準日の前日において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしていた職員及び北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年条例第20号）第10条第4項の規定による介護休暇を取得していた職員及びその他理事長の定める職員の昇給等の取扱いは、他の職員との権衡を失しない範囲で理事長が定める。

（再雇用職員の給料月額の特例）

- 8 基準日の前日において、北九州市の再任用職員として病院局、医療センター、八幡病院及び看護専門学校に配属されていた者で、基準日以降、引き続き同一の職種・職務の級・勤務形態の再雇用職員として法人に雇用された職員のうち、新しい再雇用職員としての給料月額に給料の調整額を加えて得た額が、基準日の前日までに受けていた給料月額を下回る場合は、その差額を支給する。

（北九州市からの派遣職員の給与）

- 9 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき、北九州市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、北九州市との協定に基づき、理事長が別に定める。

（扶養手当に関する特例）

- 10 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における次の各号に掲げる職員の扶養手当については、第19条の規定にかかわらず、理事長が別に定める基準により支給するものとする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの
- (2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの

（管理職手当に関する特例）

- 11 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもののうち、管理職手当の支給額等について（平成22年3月31日北九総人給第1182号）第4に規定する経過措置の対象となるものについては、同通知の規定に準じて支給する。

（看護職員の処遇改善に関する特例）

- 12 医療センター又は八幡病院に勤務する職員のうち医療職給料表（3）の適用を受ける者（以下「病院勤務看護師等」という。）については、看護職員の処遇改善手当（以下「処遇改善手当」という。）として月額4,000円を支給する。なお、処遇改善手当の額は、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る月額の合計額に含めるものとする。

（再雇用短時間勤務職員の取り扱い）

- 13 前項の規定にかかわらず、再雇用職員のうち、職員就業規則第37条第4項の規定により再雇用短時間勤務をしている病院勤務看護師等の処遇改善手当の額は、処遇改善手当の額に、職員就業規則第37条第4項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。なお、手当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（育児短時間勤務職員の取り扱い）

- 14 付則第12項の規定にかかわらず、職員就業規則第52条第2項の規定により育児短時間勤務をしている病院勤務看護師等の処遇改善手当の額は、処遇改善手当の額に、職員就業規則第37条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。なお、手当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月1日より施行する。

（遡及適用）

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

（住居手当に関する特例）

- 2 施行日の前日において住居手当が支給されている者で、施行日以後において引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受けているもののうち、住居手当の支給月額が、施行日の前日において支給されていた額から1,000円を超えて減ぜられることとなる者等（市からの派遣職員は除く。）については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、施行日の前日において支給されていた額から1,000円を減じた額を支給する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年7月1日より施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年2月1日より施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年10月1日より施行する。
- 2 施行期日以降、理事長が別に定める期間において、付則第12項に規定する看護職員の処遇改善手当の額を12,000円とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日より施行する。

（遡及適用）

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日より施行する。

（遡及適用）

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年6月1日より施行する。

(遡及適用)

- 2 改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月1日より施行する。

(遡及適用)

- 2 改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当等に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第19条の規定の適用については、新給与規程第19条第1項ただし書中「第3項及び第5項から第7項まで」とあるのは「以下この条」と、「に係る」とあるのは「及び次項第6号に該当する扶養親族（以下この条において「同一生計配偶者」という。）に係る」と、同条第2項中
「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円、同一生計配偶者については1人につき3,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの（以下「一般6級職員等」という。）に対しては支給しない。）」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの（以下「一般6級職員等」という。）にあつては、4,000円）」とあるのは「（一般6級職員等にあつては、4,000円）」と、同条第5項各号列記以外の部分中「扶養親族たる子に限る」とあるのは「扶養親族たる子に限り、一般6級職員等にあつては、同一生計配偶者以外の扶養親族に限る」と、「となった職員に扶養親族たる父母等がある場合」とあるのは「（一般6級職員等を除く。）となった職員に同一生計配偶者若しくは扶養親族たる父母等がある場合、医(1)4級職員から一般6級職員等となった職員に扶養親族たる父母等がある場合」と、同項第1号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「同一生計配偶者又は扶養親族たる父母等」と、「を除く」とあるのは「及び一般6級職員等に同一生計配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く」と、同項第2号中「及び医(1)4級職員に扶養親族たる父母等」とあるのは「、医(1)4級職員に同一生計配偶者又は扶養親族たる父母等」と、「を除く」とあるのは「及び一般6級職員等に同一生計配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く」と、同条第6項中「扶養親族たる子に限る」とあるのは「扶養親族たる子に限り

、一般6級職員等にあつては、同一生計配偶者以外の扶養親族に限る」と、「となった職員に扶養親族たる父母等がある場合」とあるのは「（一般6級職員等を除く。）となった職員に同一生計配偶者又は扶養親族たる父母等がある場合」と、「その職員が医(1)4級職員以外の職員となった日」とあるのは「その職員が医(1)4級職員以外の職員（一般6級職員等を除く。）となった日、医(1)4級職員から医(1)4級職員以外の職員（一般6級職員等に限る。）となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級職員以外の職員（一般6級職員等に限る。）となった日」と、「医(1)4級職員となった職員に扶養親族たる父母等」とあるのは「医(1)4級職員となった職員に同一生計配偶者又は扶養親族たる父母等」と、「扶養手当を」とあるのは「医(1)4級職員以外の職員（医(1)4級職員の職員を除く。）から一般6級職員等となった職員に同一生計配偶者又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般6級職員等となった日及び扶養手当を」と、同条第7項第2号中「扶養親族たる子に限る」とあるのは「扶養親族たる子に限り、一般6級職員等にあつては、同一生計配偶者以外の扶養親族に限る」と、同項第3号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「同一生計配偶者、扶養親族たる父母等」と、同項第3号及び第6号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「同一生計配偶者及び扶養親族たる父母等」と、第21条中第1項第2号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とあるのは「配偶者」とする。

別表第1 医療職給料表（第6条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	301,600	406,700	416,100	498,200
2	304,000	408,500	418,300	501,100
3	306,400	410,400	420,600	503,900
4	308,700	412,300	422,700	506,700
5	311,100	413,700	424,700	509,400
6	313,300	415,900	426,900	512,400
7	315,400	418,200	429,400	515,400
8	317,500	420,300	431,400	518,400
9	319,700	422,500	433,500	521,100
10	322,000	424,700	435,700	524,400
11	324,100	427,200	437,800	527,700
12	326,500	429,300	440,100	531,000
13	328,700	431,300	442,100	534,000
14	330,900	433,300	444,200	537,200
15	333,100	435,200	446,500	540,400
16	335,700	437,300	448,700	543,600
17	338,400	439,000	450,500	546,800
18	341,200	441,000	452,600	549,800
19	343,900	443,100	454,700	552,800
20	346,700	445,200	456,800	555,800
21	349,300	447,000	458,800	558,700
22	352,200	449,000	461,200	561,500
23	355,100	451,100	463,500	564,300
24	358,000	453,100	465,700	567,100
25	360,700	455,100	467,900	569,600
26	363,200	457,400	470,200	572,000
27	365,600	459,500	472,500	574,400
28	367,900	461,600	474,800	576,800
29	370,500	463,500	476,800	579,300
30	372,500	465,700	479,000	581,700
31	374,500	467,900	481,100	584,100
32	376,400	470,100	483,200	586,500
33	378,000	471,700	484,900	588,800
34	379,900	473,800	487,000	591,100
35	381,600	475,900	489,100	593,400
36	383,400	477,900	491,100	595,700
37	385,400	479,600	492,900	597,900

38	386,900	481,700	495,000	599,400
39	388,600	483,800	497,100	600,900
40	389,800	485,800	499,100	602,400
41	390,900	487,500	500,900	603,700
42	392,900	489,600	503,000	605,100
43	394,900	491,700	505,100	606,500
44	396,700	493,700	507,200	607,900
45	398,100	495,300	509,200	609,100
46	399,700	497,300	511,300	
47	401,100	499,300	513,400	
48	402,700	501,300	515,500	
49	403,900	503,100	517,300	
50	405,500	504,900	519,100	
51	407,100	506,700	520,900	
52	408,600	508,500	522,700	
53	409,800	510,300	524,500	
54	411,700	511,700	526,300	
55	413,700	513,100	528,100	
56	415,500	514,500	529,900	
57	417,100	515,900	531,700	
58	418,900	517,200	533,400	
59	420,800	518,500	535,200	
60	422,400	519,800	537,000	
61	424,000	520,900	538,800	
62	425,500	521,800	540,600	
63	427,000	522,800	542,400	
64	428,500	523,800	544,200	
65	430,000	524,500	546,000	
66	431,500	525,400	547,700	
67	433,000	526,300	549,400	
68	434,500	527,200	551,100	
69	435,900	528,200	552,800	
70	437,300	529,100	554,200	
71	438,700	530,000	555,600	
72	440,100	530,900	557,000	
73	441,500	531,800	558,200	
74	443,300	532,700	559,200	
75	444,900	533,600	560,200	
76	446,500	534,500	561,200	
77	447,700	535,300	562,200	
78	449,400	536,200	563,100	
79	451,100	537,100	564,000	
80	452,700	537,900	564,900	

81	454, 100	538, 700	565, 800	
82	455, 700	539, 600	566, 700	
83	457, 200	540, 500	567, 600	
84	458, 700	541, 400	568, 500	
85	460, 000	542, 100	569, 400	
86	461, 300	543, 000	570, 300	
87	462, 600	543, 900	571, 200	
88	463, 800	544, 800	572, 100	
89	464, 800	545, 500	573, 000	
90	466, 000	546, 400		
91	467, 100	547, 300		
92	468, 200	548, 200		
93	469, 000	548, 900		
94	469, 800			
95	470, 700			
96	471, 600			
97	472, 400			
98	473, 200			
99	474, 000			
100	474, 800			
101	475, 600			
102	476, 400			
103	477, 200			
104	478, 000			
105	478, 700			
106	479, 500			
107	480, 300			
108	481, 100			
109	481, 700			
110	482, 400			
111	483, 200			
112	484, 000			
113	484, 600			
114	485, 300			
115	486, 000			
116	486, 700			
117 特	487, 400			652, 300
再雇用職員	325, 400	384, 800	449, 700	530, 000

備考 この表は、医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	186,300	249,400	268,100	292,900	336,600
2	188,200	250,400	269,000	294,600	338,600
3	190,100	251,500	269,900	296,700	340,900
4	192,000	252,400	271,100	298,600	343,000
5	193,800	253,200	271,900	300,500	344,800
6	195,900	254,400	272,800	302,200	347,000
7	197,900	255,400	273,700	303,900	349,000
8	199,900	256,400	274,400	305,800	351,300
9	202,000	257,100	275,000	307,700	353,100
10	203,900	258,000	275,600	309,600	355,300
11	205,800	259,000	276,000	311,300	357,400
12	207,600	259,700	276,700	313,100	359,600
13	209,200	261,200	277,300	314,900	361,100
14	211,300	262,000	278,100	316,600	363,200
15	213,400	262,800	279,200	318,400	365,100
16	215,300	263,600	280,200	320,400	367,200
17	217,300	264,200	281,300	322,300	369,000
18	219,100	265,100	282,900	324,400	371,000
19	220,900	266,000	284,500	326,400	373,000
20	222,900	266,900	286,200	328,500	375,000
21	224,800	267,900	287,900	330,200	376,900
22	226,300	268,500	289,300	332,300	378,900
23	227,600	269,200	291,000	334,100	381,100
24	228,900	269,900	292,300	336,200	383,200
25	230,300	270,500	293,900	337,900	384,600
26	231,400	271,300	295,600	339,800	386,500
27	232,300	272,100	297,100	341,900	388,300
28	233,300	273,300	298,700	343,900	390,100
29	234,100	274,100	300,300	345,300	391,900
30	235,400	275,200	301,700	347,100	393,400
31	236,500	276,400	303,300	348,800	395,100
32	237,700	277,600	304,800	350,700	396,800
33	238,800	278,600	306,100	352,400	398,200
34	239,700	280,300	307,800	354,300	399,500
35	240,700	281,700	309,200	356,200	400,800
36	241,600	283,200	311,000	358,100	401,900
37	242,700	284,700	312,300	359,900	403,100
38	243,700	286,000	314,100	361,600	404,200
39	244,800	287,600	315,500	363,200	405,300

40	245,900	289,100	317,100	364,900	406,400
41	246,600	290,200	318,800	366,100	407,300
42	247,300	291,700	320,500	367,300	408,100
43	248,000	293,000	322,100	368,500	408,900
44	248,700	294,400	323,900	369,700	409,700
45	249,400	295,700	324,800	370,900	410,100
46	250,100	297,200	326,200	371,800	410,700
47	250,800	298,700	327,800	373,000	411,200
48	251,400	300,100	329,300	374,100	411,700
49	252,300	300,900	330,700	375,100	412,100
50	253,100	302,500	332,100	376,200	412,400
51	254,200	303,500	333,300	377,200	412,700
52	255,100	305,000	334,600	378,200	413,000
53	256,100	306,200	335,700	379,000	413,300
54	256,800	307,700	336,800	379,800	413,600
55	257,400	309,000	337,900	380,800	413,900
56	258,100	310,600	338,900	381,600	414,200
57	259,100	311,600	339,400	382,100	414,500
58	260,000	312,800	340,400	382,800	414,800
59	260,800	314,100	341,100	383,600	415,100
60	261,800	315,500	342,000	384,400	415,500
61	262,700	316,800	342,800	384,900	415,700
62	263,500	318,100	343,100	385,600	416,100
63	264,400	319,400	343,700	386,300	416,400
64	265,100	320,600	344,400	387,000	416,700
65	265,500	322,000	345,100	387,400	416,900
66	266,500	322,900	345,800	388,000	417,000
67	267,400	323,700	346,500	388,700	417,100
68	268,300	324,500	347,200	389,400	417,200
69	269,300	325,100	347,900	389,800	417,300
70	270,200	325,800	348,400	390,300	417,400
71	271,000	326,500	349,000	390,800	417,500
72	272,000	327,200	349,700	391,300	417,600
73	272,700	327,900	350,000	391,900	417,700
74	273,000	328,100	350,600	392,400	417,800
75	273,200	328,600	351,100	393,000	417,900
76	273,600	329,200	351,600	393,700	418,000
77	273,900	329,800	352,100	394,200	418,100
78	274,100	330,300	352,500	394,700	418,200
79	274,400	330,800	353,000	395,200	418,300
80	274,700	331,300	353,400	395,700	418,400
81	275,000	332,000	353,800	396,000	
82	275,300	332,500	354,100	396,500	

83	275,500	332,900	354,500	396,900	
84	275,700	333,400	354,800	397,300	
85	275,900	333,900	355,300	397,700	
86	276,000	334,300	355,600	397,900	
87	276,200	334,500	355,900	398,200	
88	276,300	334,900	356,200	398,400	
89	276,500	335,300	356,600	398,600	
90	276,600	335,700	356,900	398,800	
91	276,700	336,200	357,300	399,000	
92	276,800	336,500	357,600	399,200	
93	276,900	336,800	358,100	399,400	
94	277,000	336,900	358,400	399,600	
95	277,100	337,300	358,700	399,800	
96	277,200	337,600	359,000	400,000	
97	277,500	337,800	359,300	400,200	
98	277,900	338,100	359,700	400,400	
99	278,300	338,400	360,100	400,600	
100	278,700	338,700	360,500	400,800	
101	279,000	338,900	361,000		
102	279,400	339,200	361,400		
103	279,700	339,600	361,800		
104	279,900	339,800	362,200		
105	280,200	339,900	362,800		
106	280,500	340,200	363,000		
107	280,800	340,700	363,300		
108	281,100	340,900	363,500		
109	281,400	341,100	363,800		
110	281,700	341,500	364,000		
111	281,900	341,900	364,300		
112	282,200	342,300	364,500		
113	282,500	342,500	364,800		
114	282,800	342,600	365,100		
115	282,900	342,700	365,300		
116	283,200	342,800	365,600		
117	283,400	342,900	365,800		
118	283,700	343,000	366,100		
119	283,900	343,100	366,300		
120	284,100	343,200	366,600		
121	284,300	343,300	366,800		
122	284,400	343,400	367,100		
123	284,600	343,500			
124	284,800	343,600			
125	285,000	343,700			

126	285, 200				
127	285, 400				
128	285, 600				
129	285, 700				
130	285, 900				
131	286, 100				
132	286, 200				
133	286, 300				
134	286, 400				
135	286, 500				
136	286, 700				
137	286, 800				
138	287, 100				
139	287, 200				
140	287, 400				
141	287, 500				
142	287, 700				
143	287, 800				
144	287, 900				
145	288, 000				
146	288, 200				
147	288, 300				
148	288, 400				
149	288, 500				
150	288, 600				
151	288, 800				
152	288, 900				
153	289, 000				
154	289, 050				
155	289, 100				
156	289, 200				
157	289, 250				
158	289, 300				
159	289, 350				
160	289, 400				
161	289, 450				
162	289, 500				
163	289, 550				
164	289, 600				
165	289, 650				
166	289, 700				
167	289, 750				
168	289, 800				

169	289,850				
170	289,900				
再雇用職員	229,300	259,600	271,300	295,200	336,000

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、救急救命士及び理事長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	205,400	237,000	270,000	285,100	300,600	339,800
2	206,700	239,200	271,600	285,800	301,900	341,900
3	208,200	241,000	273,200	286,600	303,300	343,900
4	209,600	243,100	274,900	287,300	304,900	346,200
5	211,100	245,400	275,600	287,400	306,500	348,100
6	212,600	247,600	276,400	287,800	307,700	350,300
7	214,100	249,200	276,800	288,000	308,900	352,300
8	215,600	250,300	277,600	288,300	310,300	354,500
9	216,900	251,400	277,900	288,600	311,700	356,000
10	218,600	252,100	278,200	288,700	313,500	358,100
11	220,200	253,000	278,600	289,300	315,200	360,000
12	222,400	254,100	278,800	289,900	316,900	362,000
13	224,400	254,500	279,700	290,700	318,500	364,000
14	227,000	255,400	280,600	291,500	320,100	366,100
15	229,700	256,100	281,000	292,500	321,600	368,300
16	231,700	256,600	281,700	293,600	323,500	370,300
17	234,100	257,600	282,000	294,600	325,000	372,400
18	236,300	258,300	282,700	295,600	326,400	374,400
19	238,400	259,200	283,400	296,200	328,000	376,600
20	240,600	260,400	284,200	297,300	329,600	378,600
21	243,000	261,200	284,800	298,500	330,800	380,400
22	244,900	262,300	285,400	299,300	332,100	382,500
23	246,600	263,200	286,200	300,100	333,600	384,500
24	248,100	264,600	286,700	301,100	335,100	386,600
25	249,000	265,400	287,400	302,300	336,600	388,600
26	249,900	266,700	287,800	303,800	337,900	390,300
27	250,600	267,500	288,400	305,300	339,400	392,200
28	251,500	268,600	288,800	306,900	341,100	394,200
29	251,900	269,300	289,300	308,100	342,200	396,000
30	252,200	270,200	290,100	309,400	343,600	397,700
31	252,600	270,800	291,000	310,600	345,100	399,700
32	253,200	271,300	291,600	311,900	346,600	401,500
33	254,200	271,900	292,600	313,200	348,100	403,300
34	254,900	272,400	293,600	314,600	349,700	405,000
35	255,400	272,700	294,600	316,000	351,200	406,800
36	256,200	273,300	295,400	317,400	352,700	408,600
37	257,400	273,700	296,700	318,400	354,400	410,200
38	258,100	274,300	297,700	319,600	356,000	412,000
39	258,700	275,000	298,700	320,900	357,500	413,800

40	259,600	275,400	299,800	322,300	359,200	415,600
41	260,100	275,500	300,900	323,700	360,400	417,200
42	260,700	276,200	301,600	325,100	361,900	418,700
43	261,400	276,700	302,500	326,400	363,500	420,200
44	262,100	277,400	303,800	328,000	364,900	421,600
45	262,600	277,900	304,900	328,700	366,500	422,700
46	263,300	278,700	305,800	330,100	367,600	423,800
47	263,900	279,300	306,800	331,600	369,100	425,000
48	264,600	280,000	307,800	333,100	370,300	426,200
49	265,300	280,700	308,400	334,100	371,800	427,500
50	265,800	281,400	309,600	335,500	373,200	428,600
51	266,200	282,400	310,600	336,900	374,400	429,900
52	266,700	283,000	311,900	338,200	375,900	431,000
53	267,300	283,600	313,200	339,500	377,400	432,200
54	267,900	284,300	314,600	341,000	378,600	433,200
55	268,800	285,000	316,000	342,300	379,700	434,400
56	269,100	285,600	317,400	343,600	381,000	435,500
57	269,500	286,300	318,300	344,500	382,100	436,600
58	270,000	287,100	319,400	345,800	383,000	437,100
59	270,300	288,000	320,500	347,000	384,000	437,700
60	271,000	288,800	321,900	348,300	385,100	438,200
61	271,500	289,600	323,000	349,500	385,700	438,800
62	271,900	290,600	324,300	350,400	386,500	439,300
63	272,400	291,800	325,600	351,600	387,300	439,700
64	272,900	292,700	326,800	352,900	388,100	440,200
65	273,400	293,800	328,200	354,100	388,800	440,800
66	274,000	295,000	329,400	355,300	389,600	441,200
67	274,600	296,000	330,700	356,500	390,400	441,500
68	275,100	297,200	332,100	357,500	391,100	441,800
69	275,500	297,800	332,800	358,600	391,700	442,200
70	276,100	298,700	333,900	359,600	392,300	442,400
71	276,900	299,700	335,000	360,600	393,000	442,700
72	277,300	300,600	336,000	361,700	393,700	442,900
73	277,900	301,400	337,200	362,600	394,400	443,100
74	278,400	302,400	337,900	363,700	394,900	443,300
75	279,100	303,200	339,000	364,800	395,500	443,500
76	279,600	304,200	340,200	365,900	396,000	443,700
77	280,100	305,000	341,400	366,600	396,400	443,900
78	280,700	306,200	342,600	367,500	397,000	444,100
79	281,500	307,400	343,700	368,300	397,500	444,300
80	282,400	308,600	345,000	369,000	397,800	444,500
81	283,000	309,200	346,100	369,600	398,200	444,700
82	283,200	310,400	347,200	370,100	398,700	444,900

83	283,400	311,500	348,200	370,700	399,100	
84	283,600	312,700	349,400	371,200	399,400	
85	283,800	313,900	350,300	371,900	399,700	
86	284,000	315,100	351,300	372,400	400,200	
87	284,200	316,300	352,200	373,000	400,700	
88	284,700	317,400	353,100	373,500	401,100	
89	284,900	318,700	354,200	373,900	401,400	
90	285,200	319,800	355,000	374,300	401,800	
91	285,400	321,000	355,700	374,900	402,300	
92	285,600	322,200	356,500	375,400	402,800	
93	285,900	323,100	357,100	375,700	403,200	
94	286,300	323,800	357,700	376,300	403,400	
95	286,700	324,500	358,500	376,700	403,600	
96	287,100	325,100	359,100	377,000	403,800	
97	287,200	325,800	359,500	377,600	404,000	
98	287,500	326,100	359,900	378,100	404,200	
99	287,800	326,700	360,400	378,600	404,400	
100	288,100	327,500	360,800	379,100	404,600	
101	288,400	327,800	361,300	379,700	404,800	
102	288,800	328,400	361,700	380,200	405,000	
103	289,100	329,000	362,200	380,800	405,200	
104	289,400	329,600	362,700	381,200	405,400	
105	289,600	330,000	363,000	381,800	405,600	
106	289,900	330,500	363,500	382,300	405,800	
107	290,200	331,000	363,900	382,800	406,000	
108	290,500	331,600	364,200	383,300	406,200	
109	290,800	332,000	364,700	383,900		
110	291,100	332,400	365,200	384,300		
111	291,500	332,700	365,700	384,900		
112	291,800	333,000	366,200	385,400		
113	292,000	333,400	366,700	386,000		
114	292,200	333,800	367,300	386,300		
115	292,400	334,200	367,800	386,600		
116	292,700	334,400	368,200	386,900		
117	292,800	334,600	368,600	387,200		
118	293,100	334,900	369,000	387,500		
119	293,300	335,200	369,500	387,800		
120	293,600	335,400	370,000	388,100		
121	293,800	335,600	370,400	388,400		
122	294,000	336,000	370,900	388,700		
123	294,200	336,300	371,500	389,000		
124	294,400	336,600	372,000	389,400		
125	294,600	336,800	372,300	389,700		

126	294,700	337,100	372,400	390,000		
127	294,900	337,500	372,600	390,300		
128	295,100	337,700	372,700	390,600		
129	295,300	337,800	372,900	390,900		
130	295,400	338,100	373,000	391,200		
131	295,600	338,500	373,200			
132	295,700	338,700	373,300			
133	295,900	339,000	373,500			
134	296,000	339,400	373,700			
135	296,100	339,800	373,800			
136	296,200	340,200	374,000			
137	296,300	340,600	374,100			
138	296,400	341,000	374,300			
139	296,500	341,400	374,400			
140	296,600	341,800	374,600			
141	296,700	342,100				
142	296,800	342,500				
143	296,900	342,700				
144	297,000	342,800				
145	297,100	342,900				
146	297,200	343,000				
147	297,300	343,100				
148	297,400	343,200				
149	297,500	343,300				
150	297,600	343,400				
151	297,700	343,500				
152	297,800	343,600				
153	297,900	343,700				
154	298,000	343,800				
155	298,100	343,850				
156	298,200	343,900				
157	298,300	343,950				
158	298,400	344,000				
159	298,500	344,050				
160	298,600	344,100				
161	298,700	344,150				
162	298,800	344,200				
163	298,900	344,250				
164	299,000	344,300				
165	299,100	344,350				
166	299,200	344,400				
167	299,300	344,450				
168	299,400	344,500				

169	299,500					
170	299,600					
171	299,650					
172	299,700					
173	299,750					
174	299,800					
175	299,850					
176	299,900					
177	299,950					
178	300,000					
179	300,050					
再雇用職員	250,000	272,000	277,300	285,500	301,200	339,000

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。

別表第2 一般職給料表（第6条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	181,500	253,800	279,500	301,300	329,300	373,200
2	182,500	254,700	281,200	303,100	331,200	375,900
3	183,700	255,700	282,800	305,000	333,400	378,200
4	184,700	256,600	284,400	306,900	335,600	380,900
5	185,800	257,900	285,700	308,500	337,900	382,800
6	187,400	259,100	287,100	310,500	339,800	385,400
7	189,000	260,100	288,600	312,400	342,000	387,700
8	190,500	261,200	290,400	314,200	344,200	390,300
9	192,200	262,200	292,100	315,900	346,100	392,700
10	193,800	263,300	293,600	318,100	348,300	395,500
11	195,300	264,500	295,000	320,200	350,300	398,200
12	196,900	265,700	296,700	322,200	352,500	400,900
13	198,500	266,900	298,200	324,400	354,400	403,400
14	200,200	268,200	300,000	326,500	356,400	405,700
15	201,800	269,100	301,600	328,700	358,500	408,000
16	203,500	270,200	303,200	330,700	360,500	410,400
17	204,900	271,400	304,800	332,700	362,200	412,200
18	206,500	272,600	306,400	334,700	364,300	414,200
19	208,100	274,100	308,100	336,700	366,100	416,100
20	209,600	275,600	309,700	338,700	368,100	417,900
21	211,200	276,900	311,400	340,500	370,000	419,800
22	212,900	278,400	313,400	342,600	372,000	421,700
23	214,600	279,800	315,500	344,600	373,900	423,500
24	216,300	280,900	317,500	346,700	375,900	425,500
25	218,200	282,400	319,300	348,100	377,900	427,300
26	219,700	283,900	321,400	350,100	379,800	428,800
27	220,900	285,400	323,400	352,000	381,900	430,400
28	222,000	286,800	325,400	354,000	383,900	432,000
29	223,300	288,000	327,200	355,600	385,500	433,600
30	224,200	289,400	329,200	357,500	387,300	435,000
31	225,200	290,900	331,300	359,500	389,100	436,300
32	226,100	292,300	333,500	361,300	390,800	437,500
33	227,100	293,200	334,700	363,300	392,600	438,800
34	228,500	294,700	336,800	365,100	394,100	440,100
35	229,800	296,200	338,600	366,800	395,600	441,400
36	231,200	297,800	340,800	368,600	397,200	442,700
37	232,500	299,100	342,700	370,000	398,600	443,900
38	233,900	300,300	344,600	371,300	399,800	444,700
39	235,500	301,900	346,700	372,800	400,900	445,500

40	236,900	303,500	348,600	374,200	402,000	446,300
41	238,200	304,800	350,600	375,500	403,200	446,900
42	239,600	306,200	352,500	376,500	404,400	447,700
43	240,700	307,600	354,400	377,600	405,600	448,400
44	242,000	309,300	356,300	378,700	406,700	449,100
45	243,000	310,900	357,800	379,500	407,500	449,900
46	244,000	312,600	359,300	380,500	408,200	450,700
47	245,000	314,200	360,700	381,400	408,900	451,100
48	246,100	315,800	362,200	382,300	409,600	451,900
49	247,300	316,700	363,900	383,100	410,200	452,400
50	248,400	318,300	364,700	383,900	410,800	452,800
51	249,600	319,800	365,900	384,600	411,300	453,200
52	250,700	321,400	367,000	385,500	411,800	453,600
53	251,700	323,100	367,900	386,200	412,200	454,000
54	252,700	324,700	369,000	386,900	412,500	454,400
55	253,800	326,300	369,900	387,600	412,800	454,800
56	254,700	327,900	371,000	388,300	413,100	455,100
57	255,700	329,400	372,000	388,800	413,400	455,400
58	256,700	330,600	372,700	389,500	413,700	455,800
59	257,600	331,900	373,400	390,100	414,000	456,200
60	258,400	333,100	374,100	390,800	414,300	456,500
61	259,400	333,800	374,400	391,200	414,600	456,800
62	260,100	334,700	375,000	391,900	414,900	456,900
63	260,700	335,500	375,600	392,500	415,200	457,100
64	261,600	336,400	376,400	393,100	415,500	457,200
65	262,600	337,300	376,700	393,500	415,800	457,400
66	263,500	337,700	377,400	394,200	416,200	457,500
67	264,400	338,300	378,100	394,800	416,500	
68	265,300	339,100	378,800	395,400	416,800	
69	265,800	339,900	379,100	395,800	417,000	
70	266,900	340,700	379,700	396,300	417,300	
71	268,200	341,400	380,500	396,800	417,600	
72	269,200	342,100	381,100	397,400	417,900	
73	270,200	342,600	381,400	397,700	418,100	
74	271,400	343,200	382,000	398,200	418,400	
75	272,400	343,700	382,700	398,600	418,700	
76	273,300	344,300	383,300	399,000	418,900	
77	274,100	344,600	383,700	399,300	419,100	
78	274,800	345,200	384,200	399,600	419,400	
79	275,700	345,600	384,900	399,900	419,700	
80	276,700	346,100	385,400	400,200	419,900	
81	277,400	346,400	385,900	400,400	420,100	
82	278,100	346,900	386,500	400,700	420,500	

83	278,900	347,300	387,000	401,000	420,800	
84	279,800	347,800	387,300	401,200	421,000	
85	280,100	348,100	387,700	401,400	421,200	
86	280,200	348,500	388,200	401,700	421,300	
87	280,400	349,000	388,600	402,000	421,400	
88	280,800	349,500	389,000	402,200	421,500	
89	280,900	349,800	389,500	402,400	421,600	
90	281,100	350,200	390,000	402,800	421,700	
91	281,300	350,700	390,400	403,100	421,800	
92	281,500	351,100	390,800	403,300	421,900	
93	281,800	351,300	391,100	403,500	422,000	
94	282,000	351,700	391,200	403,600	422,100	
95	282,300	352,200	391,400	403,700	422,200	
96	282,500	352,600	391,600	403,800	422,300	
97	282,700	352,700	391,700	403,900	422,400	
98	283,200	353,200	391,900	404,000	422,500	
99	283,300	353,700	392,000	404,100	422,600	
100	283,800	354,000	392,200	404,200	422,700	
101	284,200	354,300	392,300	404,300		
102	284,600	354,700	392,500	404,400		
103	285,000	355,100	392,600	404,500		
104	285,400	355,500	392,800	404,600		
105	285,800	356,000	392,900	404,700		
106	286,200	356,400	393,100			
107	286,500	356,800	393,200			
108	287,000	357,200	393,400			
109	287,300	357,700				
110	287,700	358,200				
111	288,000	358,500				
112	288,400	358,800				
113	288,700	359,300				
114	288,900	359,500				
115	289,200	359,800				
116	289,500	360,000				
117	289,700	360,300				
118	290,000	360,600				
119	290,200	360,800				
120	290,500	361,100				
121	290,700	361,300				
122	291,000	361,600				
123	291,200	361,800				
124	291,500	362,100				
125	291,700	362,300				

126	291, 900	362, 600				
127	292, 100	362, 900				
128	292, 300	363, 100				
129	292, 500	363, 400				
130	292, 600	363, 600				
131	292, 800					
132	292, 900					
133	293, 000					
134	293, 100					
135	293, 200					
136	293, 300					
137	293, 400					
138	293, 500					
139	293, 600					
140	293, 700					
141	293, 800					
142	293, 900					
143	294, 000					
144	294, 100					
145	294, 200					
146	294, 300					
147	294, 400					
148	294, 500					
149	294, 600					
150	294, 700					
151	294, 800					
152	294, 900					
153	295, 000					
154	295, 100					
155	295, 200					
156	295, 300					
157	295, 400					
158	295, 500					
159	295, 550					
160	295, 600					
161	295, 650					
162	295, 700					
163	295, 750					
164	295, 800					
165	295, 850					
166	295, 900					
167	295, 950					
168	296, 000					

169	296,050					
170	296,100					
171	296,150					
172	296,200					
再雇用職員	229,300	272,000	289,800	303,100	328,000	370,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 級別標準職務表（第6条関係）

医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務
2 級	高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務
3 級	副院長、統括部長又は担当部長の職務
4 級	院長、総括副院長又は理事長が特に指定する担当部長の職務

医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士及び救急救命士等の職務
2 級	主任の職務
3 級	副技師長等の職務
4 級	技師長等の職務
5 級	課長等の職務

医療職給料表（3）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長等の職務
4 級	看護師長等の職務
5 級	副看護部長、看護専門学校教務課長等の職務
6 級	看護部長、看護専門学校長等の職務

一般職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査の職務
4 級	係長等の職務
5 級	課長等の職務
6 級	次長、部長、事務局長等の職務

別表第4 初任給基準表（第7条関係）

医療職給料表（1） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	博士課程修了	1級 19号給 343,900円
	大学6卒	1級 3号給 306,400円

医療職給料表（2） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	1級 35号給 240,700円
	大学卒	1級 21号給 224,800円
臨床検査技師、診療放射線技師、 臨床工学技士、理学療法士、作業 療法士、視能訓練士、言語聴覚士	大学卒	1級 21号給 224,800円
	短大3卒	1級 17号給 217,300円
管理栄養士	大学卒	1級 21号給 224,800円
	短大卒	1級 11号給 205,800円
歯科衛生士	短大3卒	1級 17号給 217,300円
	短大2卒	1級 11号給 205,800円
	高校専攻科卒	1級 7号給 197,900円
救急救命士	大学卒	1級 21号給 224,800円
	短大3卒	1級 17号給 217,300円
	短大2卒	1級 11号給 205,800円

備考 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

医療職給料表（3） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級 11号給 253,000円
	短大3卒	2級 5号給 245,400円
看護師	大学卒	2級 9号給 251,400円
	短大3卒	2級 5号給 245,400円
	短大2卒	2級 1号給 237,000円
准看護師	准看護師養成所卒	1級 1号給 205,400円

備考 1 学歴免許欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。

2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許欄の学歴免許の区分に対応する初任給の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

一般職給料表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
一般職員	大学卒	1級 25号給 218,200円
	高校卒	1級 5号給 185,800円
その他	高校卒	1級 1号給 181,500円

別表第5 管理職手当（第16条関係）

医療職給料表（1）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
4 級	院長	160,400円	—
	総括副院長	143,500円	123,300円
3 級	副院長	128,500円	99,600円
	統括部長	117,300円	90,900円

医療職給料表（2）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
5 級	I 群	86,800円	57,600円
	II 群	82,200円	54,500円
	III 群	77,700円	51,500円

医療職給料表（3）適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
6 級	I 群	110,900円	77,200円
	II 群	106,000円	73,800円
	III 群	101,200円	70,400円
5 級	I 群	85,800円	58,600円
	II 群	81,300円	55,500円
	III 群	76,800円	52,400円
	IV 群	63,200円	43,200円

一般職給料表 適用者

職務の級	職の分類	手当の月額	
		再雇用職員以外	再雇用職員
6 級	I 群	114,700円	79,900円
	II 群	109,700円	76,400円
	III 群	104,700円	72,900円
5 級	I 群	86,800円	57,600円
	II 群	82,200円	54,500円
	III 群	77,700円	51,500円
	IV 群	64,000円	42,400円

別表第6 医師手当（基本額）（第18条関係）

区分	手当額
11 年未満	310,000 円
11 年以上 12 年未満	288,000 円
12 年以上 13 年未満	286,800 円
13 年以上 14 年未満	285,600 円
14 年以上 15 年未満	284,400 円
15 年以上 16 年未満	283,200 円
16 年以上 17 年未満	282,000 円
17 年以上 18 年未満	274,000 円
18 年以上 19 年未満	266,000 円
19 年以上 20 年未満	258,000 円
20 年以上 21 年未満	250,000 円
21 年以上 22 年未満	243,800 円
22 年以上 23 年未満	240,400 円
23 年以上 24 年未満	236,500 円
24 年以上 25 年未満	233,000 円
25 年以上 26 年未満	227,500 円
26 年以上 27 年未満	221,100 円
27 年以上 28 年未満	217,000 円
28 年以上 29 年未満	212,900 円
29 年以上 30 年未満	208,800 円
30 年以上 31 年未満	204,700 円
31 年以上 32 年未満	200,600 円
32 年以上 33 年未満	200,000 円
33 年以上 34 年未満	199,400 円
34 年以上 35 年未満	198,800 円
35 年以上 36 年未満	198,200 円
36 年以上 37 年未満	197,600 円
37 年以上 38 年未満	197,000 円
38 年以上 39 年未満	196,400 円
39 年以上 40 年未満	195,800 円
40 年以上 41 年未満	195,200 円
41 年以上 45 年未満	194,600 円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第7 特殊勤務手当（第24条関係）

種類	支給範囲	手当額
放射線取扱手当	診療放射線技師又はその補助者が、放射線を人体に対して照射する作業等に従事したときに支給する。	(1) 診療放射線技師 従事した1日につき 410 円 (2) 補助者 従事した1日につき 300 円（医療センター放射線科治療室に勤務する助産師、看護師及び准看護師にあつては 360 円） (3) 診療放射線技師が、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 2 条に規定する放射線（エックス線については、100 万電子ボルト以上のエネルギーを有するものに限る。）を照射する作業に従事したときは、第 1 号に規定する額に 1 日につき 160 円を加算する。
感染症予防等作業手当	臨床検査技師又は細菌検査室に勤務する職員が伝染病菌、寄生虫卵等の検査等に従事したときに支給する。	(1) 臨床検査技師又は細菌検査室に勤務する職員 従事した1日につき 410 円 (2) 臨床検査技師が、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 1 条に規定する検査に従事したときは、第 1 号に規定する額に 1 日につき 160 円を加算する。 (3) 臨床検査技師が死体解剖の業務に従事したときは、第 1 号に規定する額に業務 1 件につき 2,300 円を加算する。
	病院に勤務する職員が、院長が指定する場所において、感染症に感染する危険がある業務に従事したときに支給する。	支給額については、理事長が別に定める。

夜間特殊業務手当	病院に勤務する医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師若しくは救急救命士又は助産師、看護師若しくは准看護師が、正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において業務に従事したときに支給する。	医師 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 9,560 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 4,630 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 4,170 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,900 円 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師又は救急救命士 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 5,800 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 2,800 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 2,570 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 1,720 円 助産師、看護師又は准看護師 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,150 円 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする理事長が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に定める額を加算する。 (1) 通勤距離が片道 1 Km 以上 5 Km 未満の職員 380 円 (2) 通勤距離が片道 5 Km 以上 10Km 未満の職員 760 円 (3) 通勤距離が片道 10Km 以上の職員 1,140 円
-----------------	---	--

別表第8 宿日直手当（第31条関係）

区 分			手 当 額	
			年末年始以外	年末年始
医師以外	一 般	宿 日 直	5,300 円	7,900 円
	救急医療 業務従事者	課長級以上	9,800 円	12,800 円
		その他	5,300 円	7,900 円
			宿日直待機	2,650 円
医 師	一 般	宿 日 直	20,000 円	23,000 円
		緊 急 呼 出	5,000 円	
	救急医療業務従事者	宿 日 直	20,000 円	23,000 円
		宿日直待機	6,000 円	

※救急医療業務従事者とは、北九州市の救急医療体制に基づく救急医療業務に従事することを命ぜられ、当該業務に従事した職員のうち、理事長が指定するものをいう。

※年末年始とは、12月29日から翌年の1月3日までをいう。

※宿日直待機に対する手当は、救急医療業務従事者が、あらかじめ理事長が必要と認める場合において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った場合に支給する。

※緊急呼出に対する手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、緊急を要する医療業務のため緊急呼出を受け、当該呼出に応じて正規の勤務時間以外の時間又は休日若しくは勤務を要しない日に医療業務に従事した場合に支給する。なお、手当は一夜又は一昼を単位として支給し、同一夜又は同一昼において複数回、呼出に応じて従事した場合は手当額を倍額とする。